特定家畜伝染病発生時における防疫体制構築に係る協定(案)

青森県(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)とは、青森県内の畜産 農場において家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合における防疫対応 体制(以下「防疫体制」という。)を構築するに当たり、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、青森県内の畜産農場において家畜伝染病が発生し、又は発生するお それがある場合(以下「家畜伝染病発生時等」という。)において、甲が乙の協力を得 て、防疫措置を円滑に実施できる体制を構築することを目的とする。

(対象となる家畜伝染病)

- 第2条 この協定の対象となる家畜伝染病は、次のとおりとする。
 - (1) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
 - (2) 口蹄疫
 - (3) 豚熱
 - (4) アフリカ豚熱
 - (5) 牛疫
 - (6) 牛肺疫

(防疫体制の内容)

- 第3条 防疫体制の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 備蓄資材の保管・管理に関すること
 - (2) 資材の運搬に関すること
 - (3) レンタル資機材の調達・運搬に関すること
 - (4) 動員者の輸送に関すること
 - (5) 消毒ポイントでの車両消毒に関すること
 - (6) 防疫業務従事者へ提供する飲食物に関すること
 - (7) その他、青森県が必要と認める作業

(備蓄資材の保管・管理)

第4条 前条第1号に定める業務については、別途契約を締結するものとする。

(要請)

第5条 甲は、家畜伝染病発生時等において、必要があると認めたときは、乙に第3条第2号から7号に定める業務について、防疫業務協力要請書(第1号様式)により協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又はその他の方法で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(実施)

- 第6条 乙は、前条の要請に基づき防疫業務を行うものとする。
- 2 前項の規定により乙が業務を実施したときは、甲に対し、乙所定の報告書又は防疫業 務実施報告書(第2号様式)により報告するものとする。

(経費の負担)

- 第7条 第5条の要請に基づき実施した防疫業務に要した経費は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の経費の算出方法については、家畜伝染病の発生直前時における適正な価格を基準として、別途甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 第1項の経費は、乙からの請求書受理後30日以内に支払うものとする。

(担当窓口の報告等)

第8条 甲及び乙は、担当者の氏名及び連絡先について、互いに報告を行うものとする。 なお、報告内容に異動があった場合は、その都度報告を行うものとする。

(効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし有効期間満了日までに、甲乙いずれからも協定の終了に係る意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第10条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(秘密の保持)

第11条 甲及び乙は、この協定の履行に当たって知り得た相手方の秘密情報を、事前の書面による承諾を得ることなく他人に知らせ、又は、この協定の履行以外の目的に利用してはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この協定の実施に際して個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(雑則)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、 その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲	青森市長島一	·丁目1番1	号			
	青森県知事		宮	下	宗	 郎

防疫業務協力要請書

令和 年 月 日

〇〇 殿

青森県知事

)

「家畜伝染病の発生時における防疫体制構築に関する協定」第5条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 防疫業務の種類
 - (1) 防疫資材の輸送
 - (2) レンタル資機材等の手配・運搬
 - (3)動員者の輸送
 - (4) 飲食物の納品
 - (5) その他(

2 防疫業務の内容

種類	引渡日時	引渡場所	規格	数量	
$(1) \sim (5)$	月 日 時頃				

3 その他

防疫業務実施報告書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

 $\bigcirc\bigcirc$

)

「家畜伝染病の発生時における防疫体制構築に関する協定」第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 防疫業務の種類
 - (1) 防疫資材の輸送
 - (2) レンタル資機材等の手配・運搬
 - (3)動員者の輸送
 - (4) 飲食物の納品
 - (5) その他(

2 防疫業務の内容

種類	引渡日時	引渡場所	規格	数量	金額	
(1) ~	月 日 時頃					
(5)						

3 その他

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該事務に係る個人情報を 適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他 人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(取得の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該 事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しな ければならない。

(適正管理)

- 第4 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止 その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (作業場所の特定等)
- 第5 受託者は、受託者の事務所内において、この契約による事務に係る個人情報を 取り扱わなければならない。
- 2 受託者は、委託者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために委託者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 受託者は、委託者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係 る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはな らない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、委託者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うもの とし、委託者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類 する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による事務を実施するために委託者から引き渡され、又は 自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ち に委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したとき は、その指示に従うものとする。

(従業者への周知)

第 10 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後に おいても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は 不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護 に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の規定により罰則が科される場合があるこ となど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとす る。

(実地調査の受入れ)

第11 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、 委託者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第 12 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあること を知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。